

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるときは、その翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 土地改良区の設立認可の適否の決定
- 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地収用法による事業の認定
- 土地区画整理事業の規約等の変更の認可
- 開発行為に関する工事の完了(二件)

## 告 示

### 鳥取県告示第七十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
板倉整形脳外科 医院	八頭郡家町大字郡家 五九五―五	昭和五十五年二月一日
清水皮膚科形成 外科医院	米子市角盤町四丁目二三	昭和五十五年二月四日

### 鳥取県告示第七十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
板倉整形脳外科 医院	八頭郡那家町大字那家 五九五―五	全 国	昭和五十五年二月一日
清水皮膚科形成 外科医院	米子市角盤町四丁目三三	“	昭和五十五年二月四日

鳥取県告示第七十六号

昭和五十五年一月二十一日付けで倉吉市大谷七一四番地一坂根国之ほか十五人の者から申請のあつた四王寺土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定に基づき、尾高井手土地改良区の定款の変更を昭和五十五年二月十八日認可したので、同條第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七十八号

昭和五十五年一月十九日付けで名和町から申請のあつた土地改良（茶畑地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年二月二十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

名和町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称

西伯町

二 事業の種類

天津運動公園新設事業

三 起業地

1 収用の部分

西伯郡西伯町大字福成字亀尾谷下モ及び大字境字ハケノ前地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯町役場

鳥取県告示第八十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十条第一項の規定に基づき、美津土地区画整理事業の規約及び事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の住所並びに氏名又は名称及び代表者の氏名

変	更	前	変	更	後
鳥取市行徳は一〇三番地	鳥取市行徳は一〇三番地	鳥取市農協開発株式会社	鳥取市行徳は一〇三番地	鳥取市農協開発株式会社	鳥取市行徳は一〇三番地
代表取締役 加藤重蔵	代表取締役 加藤重蔵	鳥取市三津一〇七二番地一九二	代表取締役 加藤重蔵	代表取締役 加藤重蔵	鳥取市三津一〇七二番地一九二
鳥取市三津一〇七二番地一九二	鳥取市三津一〇七二番地一九二	會 見 範 子	鳥取市三津一〇七二番地一九二	會 見 範 子	鳥取市三津一〇七二番地一九二
気高郡鹿野町大字鹿野二四〇七番地	気高郡鹿野町大字鹿野二四〇七番地	有限会社 気高木工製作所	気高郡鹿野町大字鹿野二四〇七番地	有限会社 気高木工製作所	気高郡鹿野町大字鹿野二四〇七番地
代表取締役 岩竹晴美	代表取締役 岩竹晴美	鳥取市湖山町三六六二番地	代表取締役 岩竹晴美	代表取締役 岩竹晴美	鳥取市湖山町三六六二番地
鳥取市湖山町三六六二番地	鳥取市湖山町三六六二番地	片 山 靖	鳥取市湖山町三六六二番地	片 山 靖	鳥取市湖山町三六六二番地
鳥取市湖山町三〇七七番地	鳥取市湖山町三〇七七番地	佐 治 保 彦	鳥取市湖山町三〇七七番地	佐 治 保 彦	鳥取市湖山町三〇七七番地
鳥取市材木町三五三番地	鳥取市材木町三五三番地	進 木 喜一郎	鳥取市材木町三五三番地	進 木 喜一郎	鳥取市材木町三五三番地
鳥取市三津二番地	鳥取市三津二番地	田 中 重 則	鳥取市三津二番地	田 中 重 則	鳥取市三津二番地

鳥取市三津三四二番地 田中 武雄  
 鳥取市三津二一番地 田中 温恵  
 鳥取市扇町五番地 徳安 儀親  
 鳥取市伏野一二四番地 徳安 高志  
 鳥取市南町四三五番地 徳山 節子  
 鳥取市西品治七二三番地 中尾 富夫  
 八頭郡智頭町大字智頭六三八番地 中西 健吉  
 鳥取市扇町一二一番地 永田 耕一  
 鳥取市立川町二丁目三二五番地 株式会社 日光ストア  
 代表取締役 藤田 正行  
 鳥取市三津一〇七二番地 橋尾 栄治  
 鳥取市岩吉二五〇番地 森本 正憲  
 鳥取市大柁六四七番地 山本 忠義  
 鳥取市松並町二丁目二六〇番地 石井 秀樹

鳥取市三津三四二番地 田中 武雄  
 鳥取市三津二一番地 田中 温恵  
 鳥取市扇町五番地 徳安 儀親  
 鳥取市伏野一二四番地 徳安 高志  
 鳥取市南町四三五番地 徳山 節子  
 鳥取市西品治七二三番地 中尾 富夫  
 八頭郡智頭町大字智頭六三八番地 中西 健吉  
 鳥取市扇町一二一番地 永田 耕一  
 鳥取市立川町二丁目三二五番地 株式会社 日光ストア  
 代表取締役 藤田 正行  
 鳥取市三津一〇七二番地 橋尾 栄治  
 鳥取市岩吉二五〇番地 森本 正憲  
 鳥取市大柁六四七番地 山本 忠義  
 鳥取市松並町二丁目二六〇番地 石井 秀樹

鳥取市吉成四五七番地 吉田 つる子

鳥取市吉成四五七番地 吉田 つる子

鳥取市三津二二番地 麻木 源太郎

二 事務所の所在地

鳥取市行徳は一〇三番地

鳥取市農協開発株式会社内

三 事業施行期間

第一工区

昭和五十三年三月三十一日から昭和五十五年三月三十一日まで

第二工区

昭和五十三年三月三十一日から昭和五十六年三月三十一日まで

四 施行地区

第一工区

変 更 前

鳥取市三津字東澤一、字東澤二及び字三石の各一部

変 更 後

鳥取市三津字東澤一及び字東澤二の各一部並びに同市美萩野一丁目及び美萩野二丁目の各一部

第二工区

鳥取市三津字鳥打場ノ一、字鳥打場ノ二、字西傍示ノ壹、字西傍示ノ貳、字東澤一及び字東澤二の各一部並びに同市美萩野三丁目の一部

五 施行認可の年月日

昭和五十三年三月二十九日

六 事業年度

第一工区

昭和五十二年度から昭和五十四年度まで

第二工区

昭和五十二年度から昭和五十五年度まで

七 公告の方法

鳥取市行徳は一〇三番地

鳥取市農協開発株式会社前掲示板に掲示する。

八 変更認可の年月日

昭和五十五年二月二十日

鳥取県告示第八十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年六月十三日 鳥取県指令受倉工維第四百五十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市大原字大開及び字千町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市大原一〇三四番地一

鳥取県中部森林組合

組合長理事 池 谷 房 男

鳥取県告示第八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十五年二月二十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十月二十九日 鳥取県指令受倉工維第七百八十五号（二

工区）

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡東伯町大字徳万字仁田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡羽合町大字田後四三二番地

中国住宅産業株式会社

代表取締役 中 西 了 介